

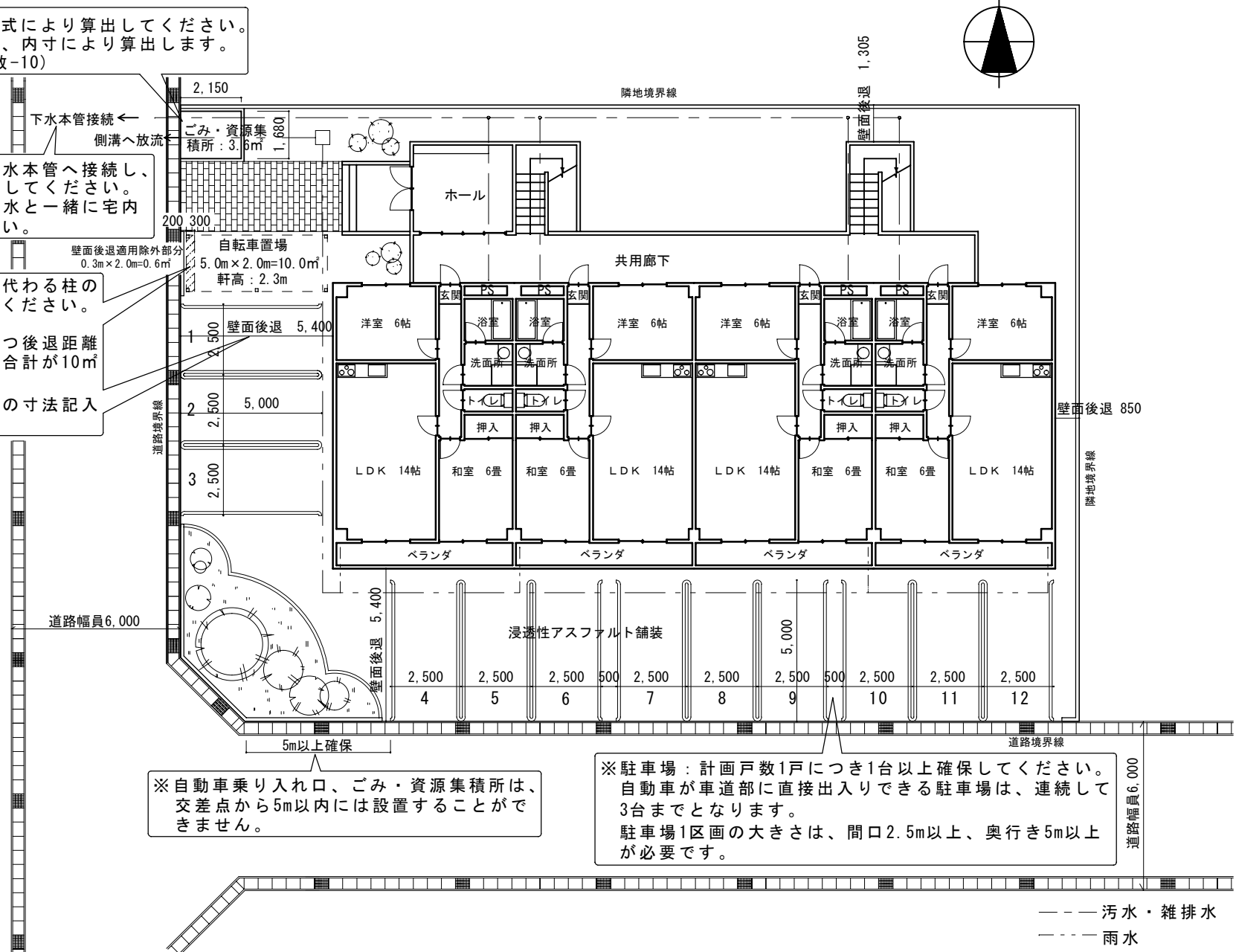
# 参考図 1/200

(集合住宅12戸の場合)

※ごみ・資源集積所：最低面積は下の式により算出してください。  
最低面積とは使用可能な面積を指し、内寸により算出します。  
最低面積=3.3㎡+0.15㎡×(計画戸数-10)

※下水道等供用開始区域内の場合：下水本管へ接続し、  
雨水は宅内最終枦より一箇所放流としてください。  
区域外の場合：浄化槽設置の上、雨水と一緒に宅内  
最終枦より一箇所放流としてください。

※壁面後退：建築物の外壁やこれに代わる柱の  
面から境界線まで0.5m以上離してください。  
ただし、  
物置、車庫などで軒高2.5m以下かつ後退距離  
の限度に満たない部分の床面積の合計が10㎡  
以内のものには適用されません。  
適用除外がある場合は、除外部分の寸法記入  
と斜線引きをしてください。



※自動車乗り入れ口、ごみ・資源集積所は、  
交差点から5m以内には設置することが  
できません。

※駐車場：計画戸数1戸につき1台以上確保してください。  
自動車が車道部に直接出入りできる駐車場は、連続して  
3台までとなります。  
駐車場1区画の大きさは、間口2.5m以上、奥行き5m以上  
が必要です。

--- 汚水・雑排水  
- - - 雨水

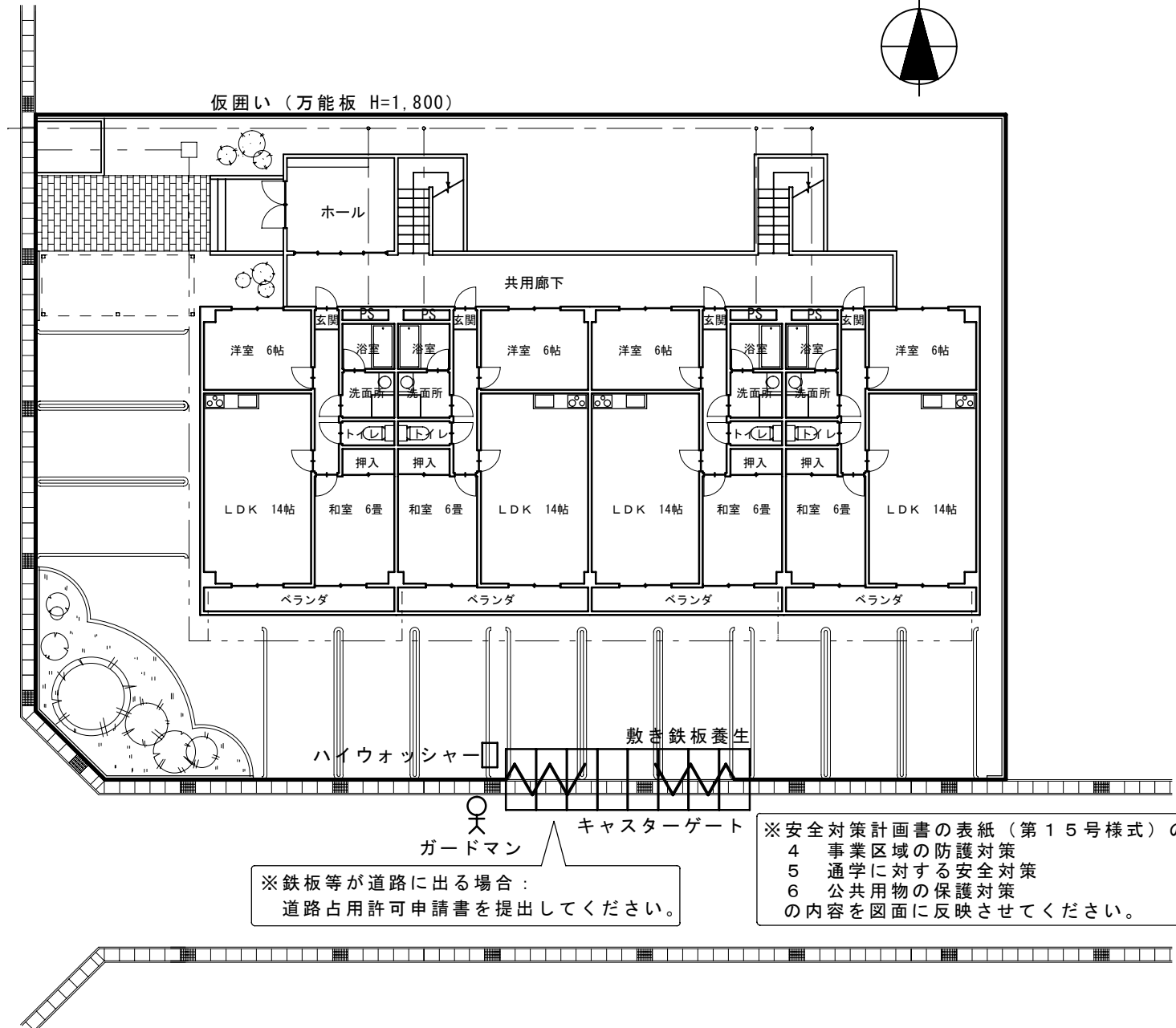
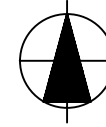


# 参考図 1/200

(立面図は4面必要となります)

# 参考図 1/200

(工事中の安全警備計画図)



※鉄板等が道路に出る場合：  
道路占用許可申請書を提出してください。

※安全対策計画書の表紙(第15号様式)の  
4 事業区域の防護対策  
5 通学に対する安全対策  
6 公共用物の保護対策  
の内容を図面に反映させてください。